

「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」
に基づく令和４年度取組状況報告書



札幌市子どもの権利総合推進本部

○第3次札幌市子どもの権利に関する推進計画の基本理念

「子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち」

I 取組の概要

子どもの権利の普及・啓発の取組	1
子どもの権利に関する推進計画の成果指標等の状況	1
子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）	2
子どもの権利に関する教育委員会の取組	3

II 取組の状況（推進計画の基本施策ごとの主な取組状況）

基本施策1 子どもの権利を大切にすることの意識の向上

(1) 子どもの権利の普及・啓発や理解促進の実施	4
(2) さっぽろ子どもの権利の日事業	5
(3) 学校教育における理解促進に向けた取組	6

基本施策2 子どもの参加・意見表明の促進

(1) 市政やまちづくりへの子どもの参加の促進	9
(2) 施設や地域における子どもの参加の促進	11
(3) 子どもの権利に関する施策実施状況の調査	11

基本施策3 子どもを受け止め、育む環境づくり

(1) 子どもの安心と学びのための環境づくり	13
(2) 子どもが安心して暮らせる地域づくり	14
(3) 困難を抱える子どもへの気づき・相談支援	16

基本施策4 子どもの権利侵害からの救済

(1) 子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）の運営状況	17
(2) 児童虐待への対応	19
(3) 権利侵害を起こさない環境づくり	20

III 子どもの権利に関する施策の推進体制

1 子どもの権利委員会の運営	25
2 第3次子どもの権利に関する推進計画	25